

( 整理番号 0614 )

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月1日(火) 13時30分～15時20分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・村岡委員、部会長・代理荻原委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」とし運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張 ＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞ 男女格差是正の観点、物価上昇を考慮して、最低賃金の引上げを主張していく。 ＜金額提示＞ ①146円引き上げ(労働協約の最低額) ②111円引き上げ(2023年JAM調査による高卒初任給を時給換算したもの) ③73円(労働協約の最低額の半額) ④69円(埼玉県的地賃1,078円と現行特賃の差額)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張</p>						

<金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方>

消耗品や部材、光熱費等の値上げが進み、価格転嫁が難しい中、賃上げを考えないといけない。

<金額提示>

- ①33円引き上げ（経営者協会調査資料による3.24%を現行の特賃に掛けたもの）
- ②未提示（労働者の金額提示を受けて、次回に持ち越し）

3 その他

次回開催日を確認した。

令和6年10月17日（木）13時30分～

第2回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会